
平成 16 年度税制改正に関する要望

平成 15 年 9 月

社団
法人 日本損害保険協会

はじめに

社団法人 日本損害保険協会

我が国経済は、デフレ進行、少子・高齢化、国際競争の激化等の数多くの課題を抱え、長期に亘る停滞を余儀なくされております。こうした状況を打破し、経済・社会の活力を再生するために、社会制度全般に亘る構造改革が検討されていますが、税制についても以下のような観点から見直しを行う必要があると考えます。

まず、経済が停滞を脱し持続的な成長軌道に乗るためには、企業活力を如何に回復させるかが最重要課題であり、このためには株式市場を活性化し企業の資本充実に資する税制措置をとることが必要不可欠です。この意味で、受取配当等の益金不算入制度のあり方について再検討する必要があると考えます。

また、私ども損害保険業界は不測の事態の発生時に確実に保険金をお支払いするという使命を負っておりますが、複雑巨大化するリスクに対処し国民経済の安定に寄与するためには、自ら担保力の充実と経営の健全性の確保に努めることは当然として、税制上の措置においても異常危険準備金制度の充実を支援するなど損害保険会社の財務内容の充実・経営基盤の安定化に配慮いただく必要があると考えます。

次に、少子・高齢化の急速な進行に伴い、社会保障制度を取り巻く環境は大変厳しいものとなっており、長期的に持続可能な制度として再構築することが喫緊の課題となっています。また、日本は世界有数の地震国ですが、東海地震や南海地震等の巨大地震発生時の被害予想額を見ても、地震災害に対する国などの直接的な支援には自ずと限度があるものと思われます。したがって、こうした状況に対処していくためには、国民自らが民間の商品・サービスを活用して将来に備える必要があり、新しい形の保険料控除制度の構築がそのための有効な支援策になるものと考えます。

その他、構造改革の重要なテーマとして地方の活性化がありますが、権限の委譲と共に安定的な財源の手当てとして法人事業税のあり方がクローズアップされる中で、損害保険業界は長年に亘り安定的に納税してきた実績があります。

損害保険業界といたしましては、今後とも構造改革に的確に対応し、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すべく、以下のとおり各種税制の実現・充実を要望いたします。つきましては、本要望書をご高覧の上、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 16 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 受取配当の二重課税の排除

(1) 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、株式等で運用しないことが明確な損害保険会社の積立勘定から支払われる利子を負債利子控除の対象から除外すること。

(2) 受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ（50% 100%）

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の 50% から 100% に引き上げること。

2. 異常危険準備金制度の充実

巨大な災害に対しても確実に保険金支払責任を果たすために、火災保険等の異常危険準備金について、積立率を現行の 100 分の 3 から 100 分の 5 に引き上げること。

3. 社会ニーズの変化に対応した保険料控除制度の構築

(1) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を促進することにより社会保障制度を補完するため、医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 100,000 円、地方税法上の控除限度額は 70,000 円）を創設すること。

(2) 地震保険料控除制度の創設

国民の自助努力による地震災害の備えとして、地震保険のさらなる普及拡大のため、地震保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 50,000 円、地方税法上の控除限度額は 35,000 円）を創設すること。

準重点要望項目

4. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること。

要望項目一覧

【重点】 1 . 受取配当の二重課税の排除

- (1) 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外
- (2) 受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ（50% 100%）

【重点】 2 . 異常危険準備金制度の充実

火災保険等の積立率引き上げ（3% 5%）

【重点】 3 . 社会ニーズの変化に対応した保険料控除制度の構築

- (1) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設
（控除限度額）所得税 100,000 円、 地方税 70,000 円
（対 象）医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品
- (2) 地震保険料控除制度の創設
（控除限度額）所得税 50,000 円、 地方税 35,000 円

【準重点】 4 . 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

収入金額を課税標準とする現行方式（100%外形標準課税）の継続

5 . 自賠償保険の運用益等に係る責任準備金の非課税措置

6 . 確定拠出年金に係る税制上の措置

- (1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃
- (2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ

7 . 欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

1. 受 取 配 当 の 二 重 課 税 の 排 除

(1) 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、株式等で運用しないことが明確な損害保険会社の積立勘定から支払われる利子を負債利子控除の対象から除外すること。

(2) 受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ（50% 100%）

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の50%から100%に引き上げること。

法人株主が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、二重課税を排除するための仕組みとして「受取配当等の益金不算入制度」があります。本制度は確立された税理論に基づくものであり、諸外国においても広く導入されているものです。

しかしながら、連結納税制度導入の際に、財源措置の一つとして本制度の縮減が行われました。具体的には、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止され（注）併せて、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられました。

同制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するもので、税理論に逆行するものでありました。こうした課税強化は、法人の株式保有インセンティブを減少させ、株式市場にもマイナスの影響を与えるものと思われます。

つきましては、受取配当の二重課税を排除し、株式市場を活性化するため、受取配当等の益金不算入制度について、上記2項目の実現を要望いたします。

（注）「負債利子控除制度」

借入金等の資金で株式等を購入すると、借入金等の支払利息（負債利子）が損金に算入され、株式等から得られる受取配当は非課税であることから、課税上の二重メリットが発生する。よって受取配当等の益金不算入額（非課税額）の計算に際して、受取配当等の額から負債利子の額を控除することとされている。

「特定利子制度」

借入金等のうち株式の購入に充てられないことが明らかなものに係る利子については、二重メリットが発生しないため受取配当等の額から控除する必要がない。こうしたものは特定利子と呼ばれ負債利子控除の対象から除外されていた。

(1) 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外

平成 14 年度税制改正において、負債利子控除の対象外とされていた特定利子制度が廃止されました。しかしながら、特定利子の一つとされていた損害保険会社の積立勘定の利子（予定利子および契約者配当）については、2 年間の経過措置としてそれまでの特定利子と同様の取扱いが認められ、負債利子控除の対象外とすることとされました。

今後の取扱いについては、平成 15 年度の与党税制改正大綱の中で検討項目として取り上げられ「積立勘定の仕組み等を踏まえて、平成 16 年度に結論を得る」こととされています。

損害保険会社が積立保険の保険料を管理・運用する「積立勘定」は、保険業法に基づく制度であり、その設置に係る認可上株式での運用が認められておりません。したがって、そこから生じる利子は負債利子控除の対象から除外されて然るべきと考えます。

なお、経過措置は平成 15 年度までとされているため、万一、今次税制改正で措置がない場合には、積立勘定の利子が負債利子控除の対象とされ、積立勘定の運用コストという形で予定利子、契約者配当を引き下げる要素となり、現在の低金利の下でさらに契約者に不利益を及ぼすこととなります。

つきましては、二重課税の排除という税理論に照らし、また、積立保険の契約者に不利益を及ぼすことにならないように、損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子について、負債利子控除の対象から除外することを要望いたします。

(2) 受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合の引き上げ (50% 100%)

受取配当等の益金不算入額は、負債利子控除後の受取配当等の額に対して益金不算入割合を掛けることにより得られますが、平成 14 年度税制改正において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合が、それまでの 80% から 50% に引き下げられました。

しかしながら、受取配当等の益金不算入制度が「二重課税の排除」を目的とした制度であることや、諸外国と比して遜色のない取扱いとすることを考えれば、益金不算入割合は 100% として然るべきであると考えます。

また、こうした税理論に反した課税強化は、法人株主の株式保有意欲を減退させ、活性化が求められている株式市場にもマイナスの影響を与えるものと考えられます。

つきましては、改めて二重課税の排除という税理論に立ち返り、株式市場の活性化に資するよう、受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の 50% から 100% に引き上げることが要望いたします。

2. 異常危険準備金制度の充実

火災保険等の異常危険準備金について、積立率を現行の 100 分の 3 から 100 分の 5 に引き上げること。

近年、地震・台風等の巨大自然災害が頻発しており、各地に甚大な被害をもたらしていますが、こうした一旦発生すると巨額の損害を与えるようなリスクに対しても、確実に保険金支払責任を果たすことが損害保険会社の社会的責務です。

このため、損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対する保険金支払に備えて、平時から異常危険準備金を積み立て、保険金支払原資の確保に努めています。異常危険準備金制度は、損害保険会社が保険金支払責任を確実に果たし契約者のリスク移転を万全なものとするためにも必要不可欠な制度です。

火災保険等の異常危険準備金については、過去の台風災害等に対する保険金支払の影響で残高が不足したため、期間を限定して積立率が 100 分の 2 から 100 分の 3 に引き上げられました。しかし、この経過措置は平成 15 年度までとされているため、今次税制改正で措置がない場合には、巨大自然災害等に対する保険金支払に備える異常危険準備金の一層の充実が求められる中で、逆に積立率が引き下げられることとなります。

異常危険準備金の積立率の引き上げにより巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことは、保険契約者の保険金の受け取りをより確実なものとし、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

つきましては、火災保険等の異常危険準備金の積立率（当該年度の正味収入保険料に対する積立額の割合）を、現行の 100 分の 3 から 100 分の 5 に引き上げることがを要望いたします。

3. 社会ニーズの変化に対応した保険料控除制度の構築

(1) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を促進することにより社会保障制度を補完するため、医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 100,000 円、地方税法上の控除限度額は 70,000 円）を創設すること。

(2) 地震保険料控除制度の創設

国民の自助努力による地震災害の備えとして、地震保険のさらなる普及拡大のため、地震保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 50,000 円、地方税法上の控除限度額は 35,000 円）を創設すること。

保険料控除制度は、保険の普及拡大を通じて国民生活の安定を図ることを目的とした制度として広く国民に受け入れられてきました。今後も、自然災害や少子・高齢社会に対する国民の自助努力を支援していく観点から、引き続きその存在意義を持ち続けるものと考えます。

しかしながら、我が国の経済・社会が抱える課題が大きく変貌している中で、保険料控除制度も社会ニーズの変化に対応して変えていく必要があり、また、そうした見直しを行う時機に来ているものと考えます。

併せて、複雑になった制度の枠組みについても、公平・簡素の観点や業態の垣根がますます低くなってきていることを踏まえ、国民が納得できる、わかりやすい制度へ見直すことが必要であると考えます。

社会ニーズの変化として、少子・高齢化による社会保障制度改革に伴う動きが挙げられます。医療費自己負担割合の引き上げや、公的年金に対する支給額の見直しなど、公的給付縮減の動きにより国民の自助努力に対するニーズが高まってきています。

また、巨大地震が発生した際の被害予想額が公表されるなど、地震災害に対する国民の危機意識の高まりも見られます。

損害保険では、こうしたニーズを担うものとして、医療・介護・年金等の社会保障を補完する保険や地震保険を取り扱っていますが、これらの保険の普及はまだ十分とは言えない状況です。そのため、こうした今真に普及が必要とされる保険に対する保険料控除制度を構築することが、国民の自助努力に対する意識付けを行う意味で重要であると考えます。

以上の基本認識に基づき、保険料控除制度を社会ニーズの変化に対応した制度とするため、上記 2 制度の創設を要望いたします。

(1) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

少子・高齢化の急速な進行に伴い、医療・介護・年金等の分野における社会保障関係費用の大幅な増加が見込まれており、我が国の社会保障制度は極めて厳しい環境に置かれています。

こうした中で、我が国の社会保障制度を持続可能な制度として再構築していくためには、給付と負担のバランスや世代間の公平等の見直しが不可欠と思われませんが、さらに、今後は公的制度だけで必要とする保障水準を確保していくことが難しいため、国民ひとりひとりの自助努力がますます重要となります。

国等の政策として、社会保障制度を補完する商品を対象とした保険料控除制度を創設することで、税制面からバックアップすることは、国民の自助努力の促進に極めて有効であり、安心かつ豊かでゆとりある社会を実現させ、我が国経済の持続的な成長に資すると考えます。

つきましては、少子・高齢社会の急速な進行に対応し、国民の自己責任に基づく自助努力を促進することにより社会保障制度を補完するため、医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は100,000円、地方税法上の控除限度額は70,000円）を創設することを要望いたします。

なお、社会保障制度改革が国民的な喫緊の課題であること、また、制度創設においては公平・簡素でわかりやすいことを旨とすべきことから、この制度が損害保険会社の商品だけを対象にするのではなく、社会保障制度の補完に寄与する一定の要件を満たす同種商品を幅広く対象とする制度として創設されることを要望いたします。

(2) 地震保険料控除制度の創設

我が国は世界に類を見ない地震国であり、国民は地震によって多くの被害や犠牲を強いられてきました。記憶に新しいところでは平成7年1月の阪神・淡路大震災、本年5月の宮城県沖地震、7月の宮城北部地震、さらには近い将来のこととして東海地方を中心とした大地震の発生が予測されるなど、地震災害の危険は常に身近に潜んでいます。

このため、地震災害への対応が我が国の大きな課題となっており、住宅再建を含めて被災時の生活を早期に立て直すためには、国民ひとりひとりの自助努力による備えが必要不可欠になっています。こうした自助努力による地震災害への備えの一つとして、地震保険制度がありますが、本制度は、「地震保険に関する法律」に基づく極めて公共的性格の強いものであり、ノーロス・ノープロフィットの原則により運営されています。

損害保険業界では、地震保険のPR活動を行うなど、普及拡大に向けて鋭意努力を行ってきました。また、地震保険の制度改定や保険料率の一部引き下げと建物の耐震性能に応じた地震保険料の割引制度を導入し、一層の商品改善を通じて地震保険の更なる普及拡大に努めています。しかしながら、世帯加入率は今なお16%程度に止まっている状況にあります。

国等の政策として、地震保険料控除制度を創設することで、税制面からバックアップを行うことは、国民の自助努力による地震災害に対する備えの促進に極めて有効であり、災害からの復興と我が国経済社会の安定に資するものと考えます。

つきましては、地震保険の普及拡大のため、地震保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は50,000円、地方税法上の控除限度額は35,000円）を創設することを要望いたします。

4 . 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること。

平成 15 年度税制改正により、資本金 1 億円超の法人を対象として一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から導入が予定されております。これと関連して与党税制改正大綱においては、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種について、付加価値額および資本等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討することとされました。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入予定の外形標準課税は、現行が全額所得課税であるところ、4 分の 3 部分について所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分について外形基準を組み込んだものとなっています。このため、今般の外形標準課税導入を契機に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準にも一部所得課税が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、法人事業税が応益的性格を持つ税であることからしても、損益状況にかかわらず安定的に税負担が生じる現行課税方式が適当と考えられます。

つきましては、既に収入金額を課税標準としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続することを要望いたします。

5 . 自賠責保険の運用益等に係る責任準備金の非課税措置

自賠責保険制度の趣旨に鑑み、自賠責保険の運用益等に係る責任準備金について全額非課税での積み立てを認めること。

自賠責保険は「自動車損害賠償保障法」に基づく強制保険であり、ノーロス・ノーブロフィットの原則で運営される極めて公共性の高い保険です。このため、自賠責保険の収支差額・運用益はすべて責任準備金として積み立てられ、その取り崩し目的は、法令等により被害者救済対策や交通事故防止対策の推進、保険料率の改定による保険契約者への還元等に限定されています。

自賠責保険の運用益等に係る責任準備金は、保険契約者の負担から生じ、すべて被害者救済対策もしくは保険契約者への還元等に使用されるもので、損害保険会社にとりましては正に「預り金」としての性格を有するものです。

平成 14 年 4 月から政府再保険制度が廃止になり、自賠責保険料の管理・運用をすべて民間保険会社等で行うこととなりました。現行の税制では、自賠責保険の運用益等に係る責任準備金の積み立ては課税対象となるため、これまで全額非課税であった政府特別会計に対応する部分（純保険料の 6 割）も含めて課税されることになっております。

強制保険である自賠責保険の契約者負担の軽減もしくは被害者救済等に使用されるこれらの責任準備金については、自賠責保険制度の趣旨および責任準備金の有する性格を勘案すれば、本来課税の対象とすべきでないと考えます。損害保険業界といたしましては、引き続きより良い運用成果を上げ、被害者救済あるいは保険契約者還元の一層の充実に資するよう努めてまいる所存ですが、本件税制の見直しは不可欠と考えます。

つきましては、自賠責保険制度の趣旨に鑑み、自賠責保険の運用益等に係る責任準備金の積み立てについて全額非課税とすることを要望いたします。

6. 確定拠出年金に係る税制上の措置

- (1) 確定拠出年金制度について、事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税を撤廃すること。
- (2) 確定拠出年金制度について、拠出限度額を引き上げること。

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や会計基準の変更により、年金制度が及ぼすリスクが従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行するという動きが見られるようになってきています。

こうしたいわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

つきましては、確定拠出年金制度の健全な発展と普及の促進および年金資産の早期充実により、国民が退職後の所得を確保し老後生活の安定が図れるよう、上記2項目の実現を要望いたします。

(1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃

確定拠出年金制度を発展・普及させ、年金資産を早期に充実させるためには、年金資産に対する運用時において非課税とすることが有効と考えます。現在、事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益に対する特別法人税は、平成16年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

つきましては、確定拠出年金制度について、事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税を撤廃するよう要望いたします。

(2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ

現行の確定拠出年金制度において、既存の確定給付型年金制度の有無により拠出限度額が異なることや、他の退職給付制度からの移行を考慮した場合に拠出限度額が低すぎることで、市場のニーズに合った年金制度の設計にあたり制約になっています。このため、現行制度のままでは、安定した生活に足る退職後の所得確保を図る観点からは十分なものとは言えず、拠出限度額の引き上げが必要であると考えます。

つきましては、確定拠出年金制度について、拠出限度額を引き上げることがを要望いたします。

7 . 欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を行うこと。

金融の自由化・規制緩和の進展により、損害保険業界においても業態間の垣根を越えた競争が促進され、新規事業の展開などを通じて契約者のさまざまなニーズに応えることが求められています。こうした新規事業に伴う初期投資や競争の激化による収益の変動から、欠損金が生じる可能性も高まっていると言えます。

また、損害保険事業の特性として、巨大災害の発生等により一時的に多額の欠損が生じる可能性も考えられます。

現行の欠損金の取扱いに関する税制は、繰越期間が5年、繰戻期間が1年と短い上に、現在は繰戻還付の適用が停止されています。現行制度は欧米諸国と比較しても極めて限定的であり、この格差が我が国企業の国際競争力の不足を招く一因ともなります。

また、今後、我が国経済の活性化を図っていく観点から、企業が新たな事業展開を行い、新たな雇用を創出していくことは重要な課題です。現行制度では、企業に欠損が発生した場合、企業の担税力に比べて大きな税負担が生じることになり、ひいては、企業の健全な運営や新規事業展開の促進による経済の活性化に支障をきたすおそれがあると考えます。

つきましては、欠損金が生じた場合において税制上の不利益が生じることのないよう、欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を要望いたします。

要望内容と現行税制の比較

要望項目	要望内容	現行税制
1. 受取配当の二重課税の排除	(1) 損害保険会社の積立勘定(その運用財産が株式等でないものに限る)から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	・平成15年度まで、損害保険会社の積立勘定(その運用財産が株式等でないものに限る)から支払われる利子は負債利子控除対象から除外
	(2) 受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合の引き上げ(50% 100%)	・益金不算入割合は50%
2. 異常危険準備金制度の充実	火災保険等の積立率引き上げ(3% 5%)	・平成15年度まで、積立率は3%(平成16年度以降は2%の適用)
3. 社会ニーズの変化に対応した保険料控除制度の構築	(1) 社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設(控除限度額) <div style="margin-left: 20px;"> 所得税 100,000円 地方税 70,000円 </div> (対象) 医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品	・独立の制度は無し *ただし、現行の損害保険料控除制度および生命保険料控除制度の対象
	(2) 地震保険料控除制度の創設(控除限度額) <div style="margin-left: 20px;"> 所得税 50,000円 地方税 35,000円 </div>	・独立の制度は無し *ただし、現行の損害保険料控除制度の対象
4. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続	現行課税方式の継続	・収入金額による外形標準課税 ・税率は1.3%
5. 自賠償保険の運用益等に係る責任準備金の非課税措置	自賠償保険の運用益等に係る責任準備金の非課税措置	・自賠償保険の運用益等に係る責任準備金は課税対象
6. 確定拠出年金に係る税制上の措置	(1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃	・平成16年度まで、特別法人税は課税停止 ・税率は約1.2%(地方税含む)
	(2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ	・個人型は月額15,000円~68,000円 ・企業型は月額18,000円~36,000円
7. 欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長	欠損金繰越期間の延長、および欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長	・繰越期間は5年 ・繰戻期間は1年 ・平成15年度まで、繰戻還付は適用停止